

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、統合する構成団体からは、役員を選出しないこととします。
- 2 用水供給・工業用水道部会の名称を変更します。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行します。